

渡給歟、王相者十二日可坐坤、仍日數非幾、至于大將軍忌者、可内令他所給可宜者。

〔長秋記〕元永二年六月五日、被納御胞衣○中件胞衣、本條可埋地之由所見云々、雖然近來多結附天井等就中近日土用比也、仍埋地儀可有憚、仍沙汰良暫結附云々、

〔閑窓瑣談〕第一 金神家相の論略○中

或ひは土用に土を不動といふ、夫土用は四季に土公の在方ありて、其土を動せば殃ひ有據なく土公遊行の日を用ゆべしといふ、若水邊か河の堤の下に門を構し家ありて、洪水堤を崩さんとする時、土公を怖れ土を動かさず門の破をも防がずに置るべきか、亦秋は土公の井戸に在ますゆゑに、井を掘、井戸がへすべからずといふ、左はいへども、他國は知らず、江武の町々には、初秋七月の日、年毎の例として、井戸を治ざる所もなし、此時土公憤を發し、祟をなせし事を聞ず、是如何ぞや、

〔假名暦註解〕八十八夜 立春ヨリ八十八日メナリ、霜ノフルコト此時分ヲ限ナリ、

〔改正月令博物筌三月〕八十八夜 立春の節より八十八日めをいふなり、俗說に名残の霜といふ、凡春の氣終り、夏の火氣に變化するの節なれば、霜も此頃よりふらざるをいふなるべし、此とき霜降れば、草木のわかばへを損ず、かねて其ふせぎをすべし、綿をまくは、此前後なり、八十八夜の前より、四月五日までまくなり、

〔百一錄〕元祿六年三月廿七日、八十八夜、

〔假名暦註解〕入梅 芒種ノ後、壬ノ日ヲ入梅トス、六月節ノ後ノ壬ノ日ヲ出梅トス、カクノ如ク三十日ノ内ナリ、出梅ト云フハ、入梅アケル日ナリ、又入梅ヲ梅雨トモ云フ、本草綱目ニ曰ク、梅雨ノトキ、衣ヲ沾バ腐黒ス、其トキハ梅ノ葉ヲ煎シテ洗ヘバ、モトノ如クニナルト云ヘリ、乃シ往古ヨリ右ノ如ク言傳ルノミニテ、梅雨ノトキニハ、濕フカキコト奈何ト云フ、其說曾テ無シ、梅雨